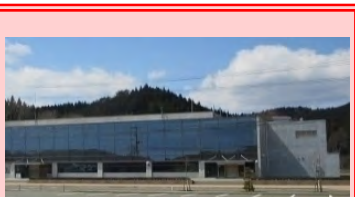


青森県及び関係市町村の対応体制【P】

- 青森県及び関係市町村は、警戒事態で警戒体制をとり、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。【P】
- 関係市町村では、警戒事態で要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における避難行動要支援者の避難準備を開始。【P】



オフサイトセンター
(東通村防災センター)



青森県災害対策本部



ひがしどおりむら
東通村災害対策本部

むつ市災害対策本部

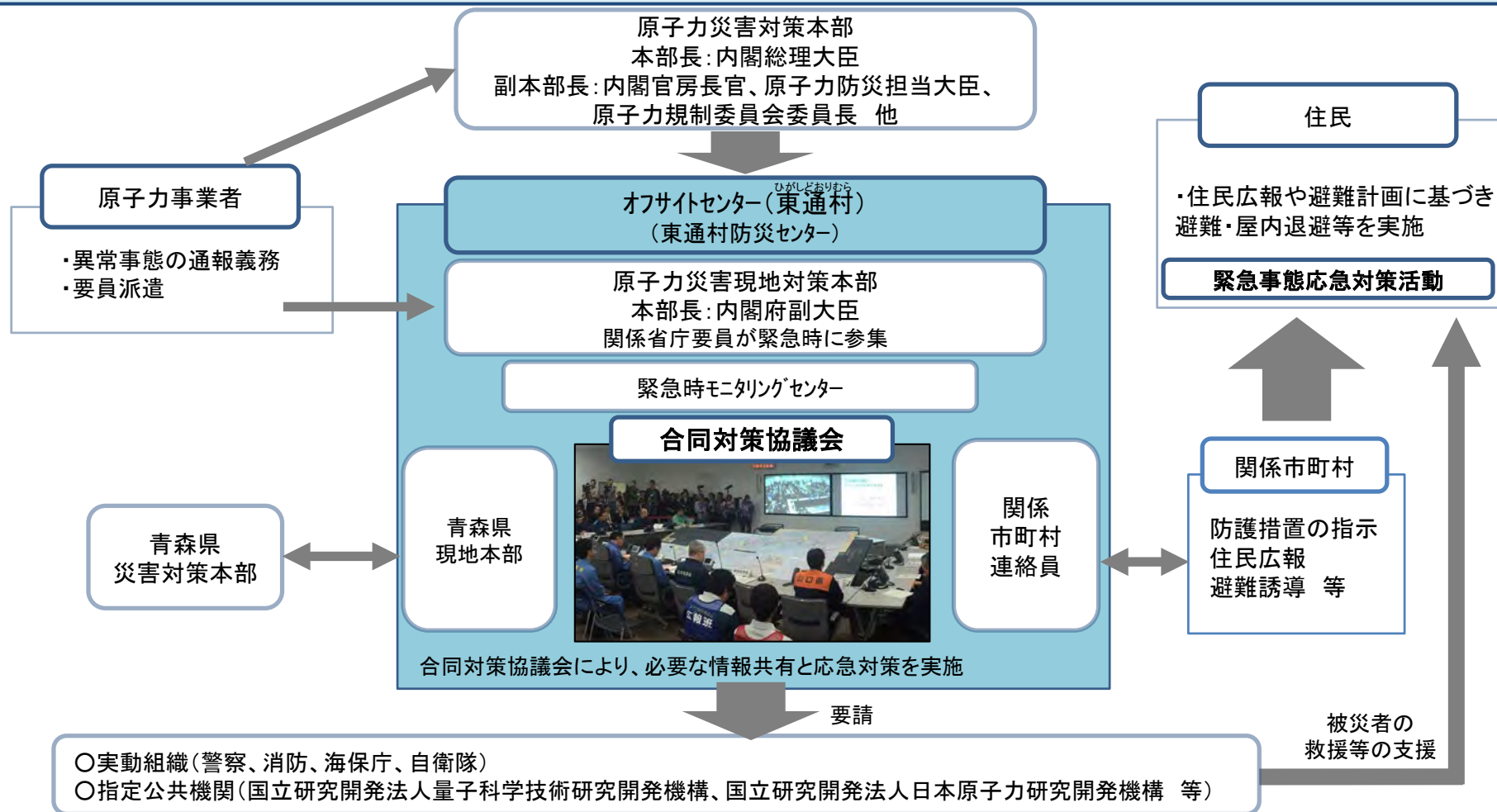
よこはままち
横浜町災害対策本部

ろっかしよ むら
六ヶ所村災害対策本部

のへじまち
野辺地町災害対策本部

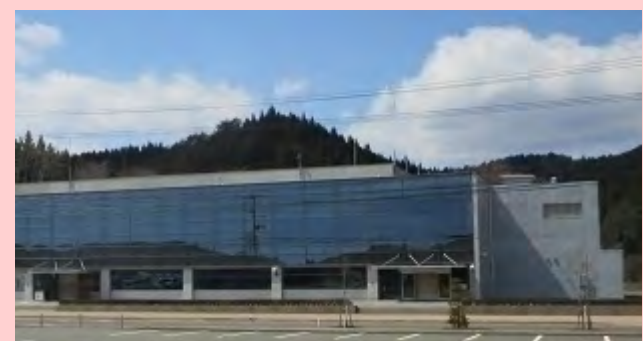
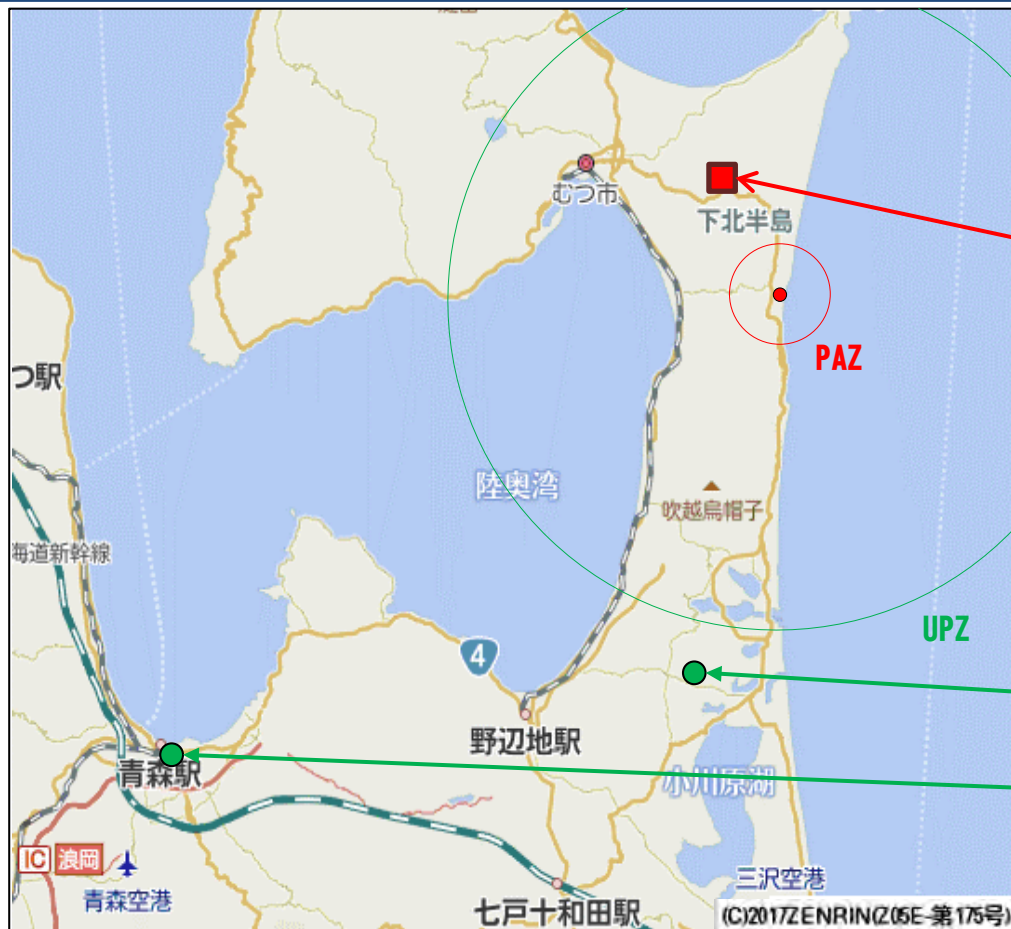
※●●町は、今後地域防災計画を修正

- ひがしおりむら東通村において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員をオフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策【P】

- オフサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置（7日間分の電源を確保）。
 - ・青森県は、青森県石油商業組合等と協定を締結しており、オフサイトセンターなどの災害対策上重要な防災拠点等に優先給油される仕組みを構築。



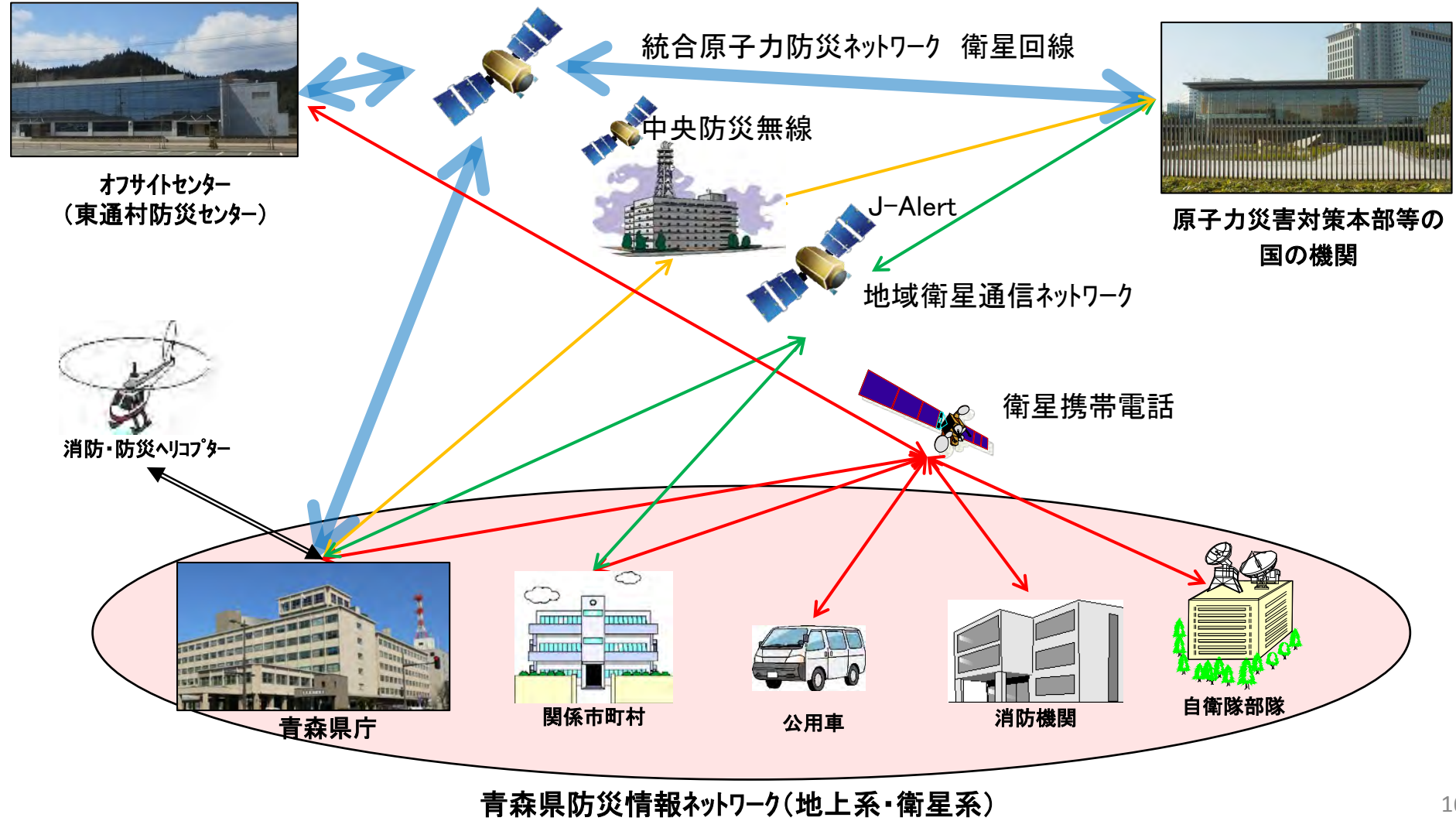
ひがしどおりむら
オフサイトセンター（東通村）
（東通村防災センター）
発電所からの距離約11km

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

- 青森県原子力センター（六ヶ所村）：約35km
（自家用発電機により、3日間稼働）
- 青森県庁（青森市）：約70km
（自家用発電機により、3日間稼働）
※距離はいずれも発電所からの直線距離

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

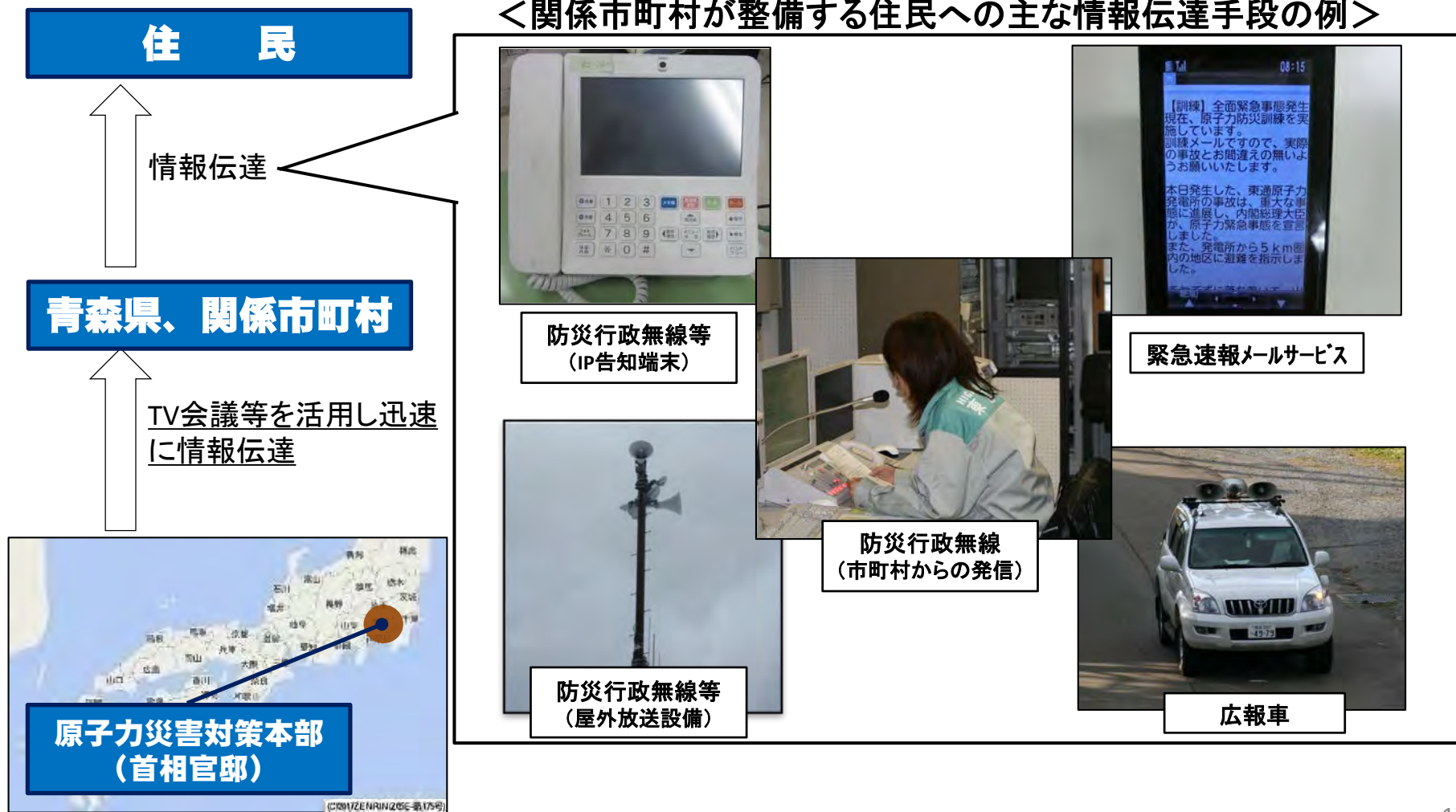
＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



住民への情報伝達体制【P】

- ▶ 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、青森県及び関係市町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 関係市町村は、防災行政無線、広報車、IP告知端末、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町村が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞



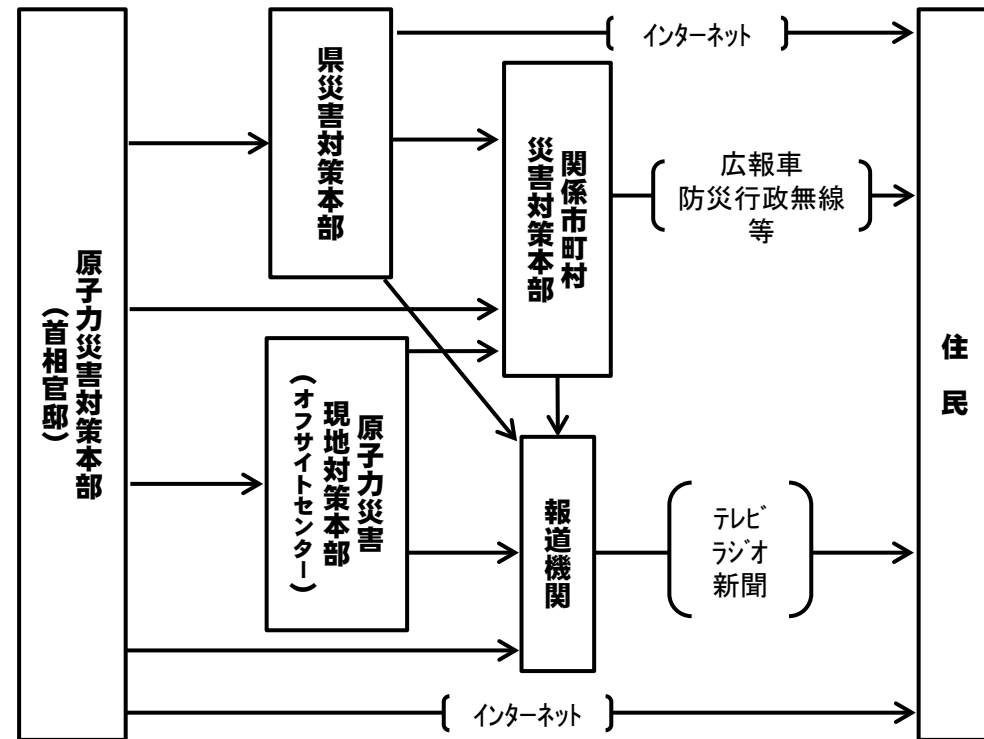
国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有